

<養育費請求調停（審判）を申し立てる方へ>

1 概要

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払を求めて調停（審判）を申し立てることができます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出した資料等一切の事情を考慮して、審判をします。審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

※両親が離婚していない場合に子の養育費の支払を求める場合には、夫婦関係調整（離婚）や婚姻費用の分担の調停の中で話し合いをすることができます。

※養育費の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子（未成年者）1人につき1,200円
- 連絡用の郵便切手・・・100円×2枚、82円×8枚、10円×14枚、1円×10枚（合計1,006円分）

3 申立て時や手続進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立てに必要な書類

- 申立書3通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

- 事情説明書1通（審判の場合には裁判所用原本1通及び相手方用のコピー1通）
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明）1通

→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 調停（審判）進行中の提出書類等

① 必ず提出していただく書類等

次の書類は、第1回調停（審判）期日までに提出してください。

- 収入に関する書類等

→源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの

- 過去の養育費に関する取決めや支払状況に関する書類等

→過去の審判書、判決書、調停調書等

② その他の提出書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 上記(2)の提出書類等の提出方法（書類等はA4サイズで提出して下さい。）

- ・ 養育費請求調停（審判）事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合い等を進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー

を2通提出するとともに、調停（審判）期日には申立人用の控えを持参してください。

- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

*この提出方法は、養育費請求調停・審判事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

4 申立先

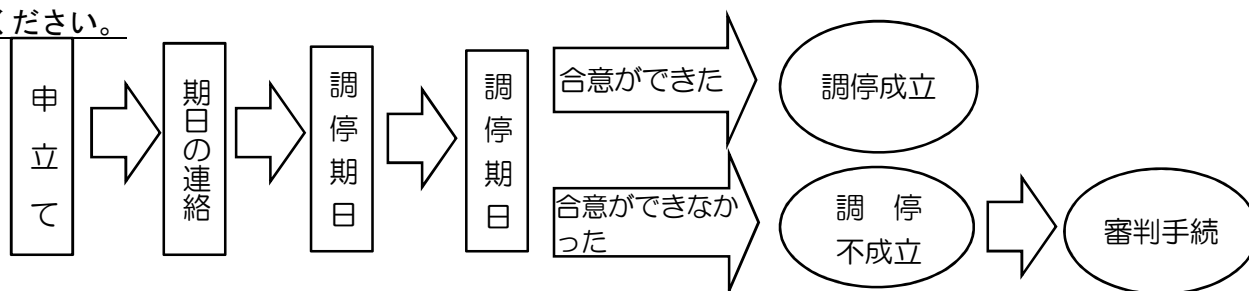
調停の場合には相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判の場合には子の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

調停で相手方の住所地が東京都内の場合、審判で子の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

(調停：相手方の住所地／審判：子の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈島、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事人ご本人に同時に調停室に入ってもらい、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。